

第 8 章 資格取得

第 1 節 教職課程

(免許状の種類)

第 77 条 取得できる免許状の種類および教科は、表 10 に定める。

表 10 取得できる免許状の種類および教科

学科	免許状の種類	免許教科
英米語学科	中学校教諭二種免許状	英語

(基礎資格および最低修得単位数)

第 78 条 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数は、表 11 に定める。

表 11 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数

基礎資格	短期大学士の学位を有すること	
教科及び教職に関する科目の最低修得単位数		
単位数	免許法施行規則に定める単位数	本学科で定める単位数
免許法施行規則に定める科目区分		
教科及び教科の指導法に関する科目	12	30
教育の基礎的理解に関する科目	6	11
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	11
教育実践に関する科目	7	7
大学が独自に設定する科目	4	
免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目	日本国憲法 体育 外国語コミュニケーション 情報機器の操作	

- 2 「大学が独自に設定する科目」の区分については授業科目を開設しない。ただし、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の区分において、免許法施行規則で定める単位数を超えて修得した単位数について当該区分の単位として充当する。

(履修方法)

第 79 条 「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修方法は、次の各表および各号に定める。

表 12 教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本学科で定める最低修得単位数	本学科開講科目	単位数	必修	選択	配当年次	備考
教科及び教科の指導法に関する科目	英語学	30	英語学概論	4		◎	2	
			College English Grammar A	2	○		1	
	英語文学		英米文学概論	4		○	2	1科目以上 選択必修
			英米文学史	4		○	2	
	英語コミュニケーション		Integrated English B: Writing & Discussion of Social Issues	4	○		1	
			Integrated English C: Reading & Discussion of Social Issues	4	○		1	
			Integrated English D: Writing & Presentations about Social Issues	4	○		1	
	異文化理解		比較文化研究	4		◎	1	
	各教科の指導法		英語科教育法	4		◎	1	

- (1) 必修、選択の別は卒業要件による。
- (2) 選択科目中、◎印の「英語学概論」「比較文化研究」「英語科教育法」は必ず修得しなければならない。
- (3) 英語文学は、「英米文学概論」「英米文学史」のうち、1科目以上を必ず修得しなければならない。

表 13 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		本学科開講科目	単位数		配当年次
			必修	選択	
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育基礎論	2		1
		教職概論	2		1
		教育制度概論	2		1
		教育心理学	2		1
		特別支援教育概論	2		2
		教育課程の意義と編成	1		1
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育の理論と実践	2		1
		総合的な学習の時間の理論と実践	1		2
		特別活動の理論と実践	2		2
		教育方法の理論と実践	2		1
		生徒・進路指導論	2		1
		教育相談	2		2
第5欄	教育実践に関する科目	教育実習	5		2
		教職実践演習(中学校)	2		2
第6欄	大学が独自に設定する科目				
合 計			29		

- (1) 本表に定める科目は、配当年次にしたがって必修科目をすべて修得しなければならない。
 - (2) 本表に定める科目は、卒業の要件とする単位に算入しない。
 - (3) 「教育実習」には、本学が実施するガイダンス等の事前事後指導1単位を含む。
 - (4) 「教職実践演習(中学校)」は、教育実習履修者を対象として、原則として2年次秋学期に開講する。
- 2 免許法施行規則第66条の6に定める科目の履修方法は、表14および次の各号に定める。

表 14 免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本学科開講科目	単位数	必修	選択	配当年次	備考
免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	法学(日本国憲法2単位を含む)	4		◎	1	
	体 育	スポーツ健康科学 A	2		○	1	1科目以上 選択必修
		スポーツ健康科学 B	2		○	1	
	外国語コミュニケーション	Integrated English A: Reading & Understanding of Social Issues	4	○		1	
	情報機器の操作	情報リテラシー A	1		◎	1	
		情報リテラシー B	1		◎	1	

- (1) 必修、選択の別は卒業要件による。
- (2) 選択科目中、◎印の「法学(日本国憲法2単位を含む)」「情報リテラシー A」「情報リテラシー B」は、必ず修得しなければならない。

- (3) 「スポーツ健康科学 A」「スポーツ健康科学 B」は、いずれか 1 科目以上を必ず修得しなければならない。

(「教育実習」履修要件)

第 80 条 「教育実習」は、1 年次終了時に次の各号の要件をすべて充足し、教職に就く意志が強固である者に履修を認める。

- (1) 1 年次配当の専門必修科目をすべて修得していること。
- (2) 「教育の基礎的理解に関する科目等(第 3 欄・第 4 欄)」に定める科目のうち、1 年次配当の必修科目をすべて修得していること。
- (3) 専門必修科目および専門選択科目の総平均点が 70 点以上であること。
- (4) 「教育の基礎的理解に関する科目等(第 3 欄・第 4 欄)」に定める科目の平均点が 70 点以上であること。
- (5) 1 年次終了時において、以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 450 点以上であること。
 - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 45 点以上であること。
 - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 475 点以上であること。
 - ④ 当該年度受験の IELTS が 4.5 以上であること。
 - ⑤ 実用英語技能検定 2 級以上を取得していること。
 - ⑥ 国際連合公用語英語検定試験 B 級以上を取得していること。
- (6) 教職ガイダンスにすべて出席していること。

- 2 前項の要件を充足した者であっても、教務委員会が不適格と判断した者は、「教育実習」の履修を認めない。

(介護等体験)

第 81 条 免許状を取得するためには、法令により義務付けられている介護等体験を修了しなければならない。

第 2 節 図書館司書の資格課程

(資格取得要件)

第 82 条 司書の資格を取得するためには、次の各号の要件をすべて充足しなければならない。

- (1) 本学に 2 年以上在学し、学則第 46 条に定める 65 単位を修得し、短期大学士の学位を有すること。
- (2) 「図書館司書に関する科目」のうち、必修科目 22 単位をすべて修得すること。
- (3) 「図書館司書に関する科目」のうち、選択科目 2 単位以上を修得すること。